

皇室祭祀の「利用」懸念

「剣璽等承継の儀」に臨まれる今上天皇。左側は剣璽をささげ持つ侍従＝1989年1月、宮殿・松の間で



象徴としての務めについてのお気持ちをお知らせする今上天皇＝2016年8月、皇居・御所応接室で（宮内庁提供）

敗戦直後の連合国軍総司令部（GHQ）の神道指令（四五年）により、それまで公的機関だった神社は民間宗教とされ、国家神道は解体されたというのが通説だ。しかし、島園教授は「の説に異を唱えてきた。『国家神道を形成する要素は神社神道だけではなく、皇室祭祀と国体論の三つがある。天皇の権威を利用しなかったGHQは皇室祭祀には手を付けず、その大方が維持されてきた』

それだけに「戦前回帰の宗教ナショナリズムを抱く人たちに、皇室祭祀が利用される恐れがある。これは天照大神の太陽や天皇の治世を表す『日の丸』『君が代』を強制する動きにも通じている」と語る。島園教授はこうした問いを投げかける。前者は戦前の天皇制、後者は戦後の象徴天皇制を指す。ただ、天皇制そのものは否定しない。その理由を「民主主義の基盤には、宗教的な次元が欠かせないため」と説く。

「自由を重んじ、一人一人が等しく尊いという考え方も宗教が教えてきた。国内外の戦争犠牲者のために祈る『慰霊の旅』などを続ける今上天皇のあり方が、神聖国家回帰に対する防波堤の役割を果たしてきた」

それでも、宗教に基づく天皇制と近代民主主義をめぐり議論は続く。島園教授は「宗教は安定をもたらすこともあれば、抑圧や排除に働くこともある。特定の宗教に国家が加担する危うさはあるが、今上天皇は伝統を尊びつつ、国民の総意と離れないことを心掛けてきたように見える。天皇を『象徴』とする現行憲法に根差した考えが反映されている」と強調した。

大阪高裁 違憲の疑義指摘 前回、各地で訴訟相次ぐ

一九八九年の昭和天皇逝去の際には、代替わりの儀式をめぐって、各地で違憲訴訟が相次いだ。大阪では九〇年、大嘗祭や即位の礼への国費支出は違憲として、約千七百人が提訴。一審大阪地裁は訴えを退けたが、二審大阪高裁は請求を退けつつも「（大

嘗祭などが）国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかと疑義を、概んは否定できな」と指摘した。

この訴訟の弁護団事務局長を務めた加島弁護士は高裁判決を「画期的な判決だった」と評価する。それだけに今回の基本方針が前回の踏襲となったことについては「判決がなかったことにされた」と憤る。

大分県でも県民らが「大嘗祭で使うコメを収穫する『抜穂の儀』への県知事参列は違憲と訴え、東京でも大嘗祭への都知事出席や祝賀行事への公費支出への費用返還請求訴訟があった。ほかにも各地で訴訟が起きたが、いずれも敗訴した。

東京訴訟の原告で、安倍靖国参拝違憲訴訟の会の辻子美さん（68）は「宗教的な色彩を帯びる儀式が国行事としての扱いはおかしい。前回、浮かんた問題は何も解決していない」と話す。ただ、前回ほど違憲性を問う声が市民の間で高まらない点を気にする。「前回は大嘗祭を許さないと思っ元天皇家を許さないと思っ元軍国少年や、人間天皇になったはずが儀式で再び神格化されることに違和感を

感じる戦前、戦中派世代が多かった。そうした視点が時代とともに薄まってきた」と話す。大分訴訟の原告である、島田雅美さん（60）も同様に感じているという。「現在の天皇は災害時などに地方へ小まめに足を運ぶ。（憲法論議になりにくいのは）『天皇はいい人』という意識が広まったためでは。人々がすべ何かにすがりたがる時代性も影響しているように思う」と分析する。

一方、加島弁護士は「前回は大嘗祭の戦争責任を公言した長崎市長や、大嘗祭に反対した大学学長の自宅が銃撃されるなど、モノが言いにくい空気が漂った。それでも訴訟が起きた。今回も今後、憲法との整合性を問う議論が高まることを期待している」と話した。

「コメ」 反天皇制の催しに使われてきた「立川反戦テント村」の宣伝力は傷だらけだ。一昨年の秋、昨秋と右翼に壊された。今年一月の建国記念日には駐車場で右翼の街宣車に囲まれ、外に出られなかった。天皇制の賛否以前に議論すら許さない暴力がある。そんな現実も忘れてはならない。（牧）

018.4.12